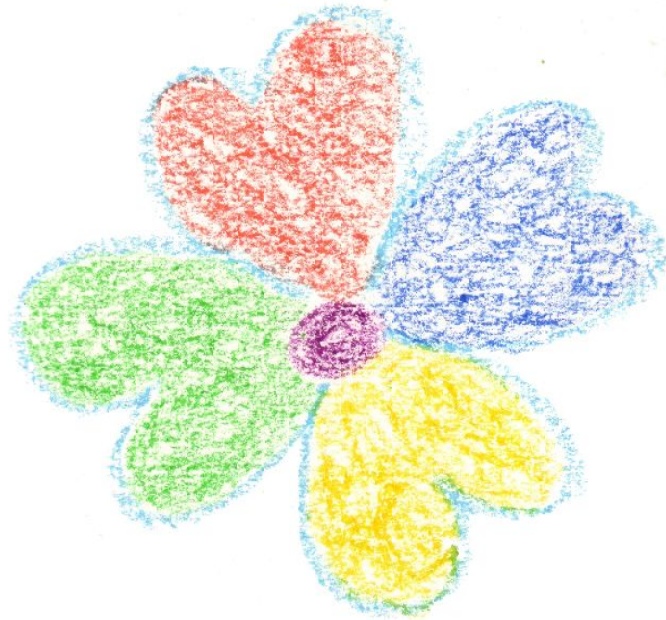


あなたの平和憲法を知っていますか？

中川 いちろう



Do
You know
Your Peace
Constitution ?

真実を知り、

真実を語り合い、

真実を伝えることで、

平和で豊かな世界が広がりますように

目次

序	ある朝の 平和への想い	二
1	はじめに	三
2	日本国憲法・平和憲法ってなに？	五
3	日本国憲法・やさしく言うと	六
4	平和憲法（特に第九条）をどうしたいの？	九
5	誰が、何のために改憲したいの？	一〇
6	するとどうなるの？ わたしたちの国と生活は？	一二
7	わたしたちに何ができるのでしょうか？	十五
●	参考文献	二〇
●	あとがき	二一
●	小冊子の活用・購入・プロフィールなど	二二

ある朝の 平和への想い

ある朝早く起きて不安を感じました。

戦争で今から殺し合いが始まるとしたら、なんて恐ろしいことだろうと思いました。今、日本が再び戦争をする国にされようとしているならば、

ただそれに対して「NO！だめだよ！それはまちがっているよ！」と言うしかない。あまりにもあたりまえだけど、それ以上でもそれ以下でもない大切な事実がそこにあることを、すなおに感じたのです。

殺すも殺されるのも恐ろしい。

ナパーム弾で焼かれたり、核兵器で細胞まで壊されたり・・・

自分にも、家族にも、誰にも、そんなことがあってはならない。

戦争、つまり違った国どうしの人たちが殺し合いをさせられるような、とんでもなく馬鹿げたことを許していくわけにはいかない。

ただそれだけのことなのです。

そこには、なんのかけひきも、理屈もいらない。

真実はシンプルで、小さな子どもでもよく理解できます。



いやなことがあったり、もめごとを解決するために、殺しあうことは許されません。ナイフや銃を隠し持ち、脅し合いながら、お互い仲良く生活することはできません。

「世界貢献」や「テロをなくすため」に、ミサイル、空母、軍隊は要りません。

殺しの道具や破壊兵器を増やして、平和はやってこないのです。

今まででもそうでしたし、これからもそうです。

1 はじめに

ご存知のように、今年は憲法の改定にむけて、政府も社会も大きく動いている大切な節目です。改憲の焦点は「戦争の放棄」を定めた第九条ですが、これが改定されると、「戦争を放棄して、戦争をしない国」から「戦争ができる国」に一八〇度方向転換することになります。

今、なぜ憲法が書きかえられようとしているのでしょうか？

「押し付けられた憲法だから・・・」「国際貢献のために・・・」「今の社会情勢にそぐわないから・・・」「今まで一度も改憲されることがないから」「軍隊を持っているのが普通だから・・・」などなど。最近、国会、政党、財界、マスコミなどで、急に湧き出したかのように、改憲の必要性に関するさまざまな理屈が飛びかっています。

もつともそうに聞こえる理由もありますが、本当にそうでしょうか？

憲法は国の根幹にあたるものですから、私たち国民の生活を大きく変える可能性のある重大なものです。特に、戦争ができるようになると、「仮想敵」も増え、再び軍事国家になり、言論の統制や徴兵制が布かれることまで視野に入れる必要があります。

こんな大切なことを、知らないうちに変えられてしまつては困りますよネ。

最近、大切な国の政策や法制に関する事柄などが、国会での十分な審議もないまま決められることがよくあります。一般市民が十分に理解したり考えたりする時間も十分に与えられず、市民の意見や願いを考慮することなく決められることも多いだけに、ことは深刻です。

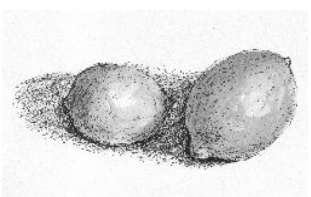
例えば、この数年の間に「有事法制」という一〇の法律が成立したことをご存知でしょうか？

これによって、政府が有事を予測した時点で、全ての公共団体と国民を戦争に強制動員することができるようになりました。これには、「国民保護」の名の下に、国民の土地、家屋、物資などを強制的に使うこと、医療や輸送などにたずさわる労働者を強制動員すること、テレビなどの報道を規制することなども含まれます。国民はいやおうなしに戦争への協力を強制され、協力を阻むものには懲役や罰金がかせられます。

戦時中（一九三八）「国家総動員法」が制定され、戦争のために、国のあらゆる人々と資源が政府の統制下におかれましたが、有事法制はこれによく似た性質のものです。「強制疎開」「勤労動員」「学徒動員」「家屋撤去」を経験されたり、聞かれたことがあるでしょう。

とにかく、戦争を放棄し軍隊をもたないとする平和憲法をもつ国で、このような法律が設立されてきているのは奇妙なことです。有事法制は戦時法制ですから、平和憲法では許されていません。そのうえ、改憲して「戦争をしない国」から「戦争ができる国」に変えたいのはなぜなのでしょうか？まわりの誰もが平和を願い、「戦争しない国」であり続けて欲しいと願っているのに*……今起こっていることを考える手だてとして、分かりやすくまとめてみました。

*これまでの世論調査では、七割近くの人が九条改憲に反対です。



2 日本国憲法・平和憲法ってなに？

ほんの数十年前までに、日本軍国主義による侵略戦争がおこり、アジア諸国の人民二千万人と日本の三百万人以上の人たちが犠牲になりました。人類が始めて経験した原爆による無差別殺戮も含め、二十世紀のアジアにおける最大の惨禍だと言われています。

そして、想像を絶する苦しみと歴史的教訓から、平和をこころから希求して制定されたのが、現在の日本の憲法、「平和憲法」です。平和主義と国民が主権であること、そして基本的人権が守られることが定められています。

再び戦争を起こしたり巻きこまれないことを願って、第九条では、「戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認」を宣言しています。この六十年の間、直接戦争にまきこまれず、戦争という名のもとに人を殺すことを国民の誰もが強いられなかったのは、第九条があつたからです。

そして、平和憲法は、国連憲章の内容とほぼ同一のものであり、国連憲章の「戦争の違法化」からさらに「戦争の廃止」へとみちびく貴重なものであると、世界中の心ある人々から高く評価されています。

戦中の明治憲法では、国益を守るため人権は全く無視され、権力が暴走しました。それは法によって権力を縛るのではなく、国民を縛り自由や人権を奪うものでした。わたしたちの平和憲法は、政府が再び暴走して戦争しないように、そして悲惨な社会にならないよう、国民のために制定されたものです。

九条の会の井上ひさし氏は、「私たちがときの政府に対して命令するというのが憲法です。それで、ときの政府が国民に命令するのが法律です。では、その国民の命令と政府の命令がぶつかった場合にどうするか。常に憲法のほうが優越する」と分かりやすく説明されています。

憲法は、権力を制限することによって、国民の権利、自由、安全などを確保するためのものです。

憲法は国民のものであり、すべての国民は憲法によって守られています。



3 日本国憲法 - やさしく言うこと

憲法前文 - 抜粋

日本国民は、……われらとわれらの子孫のために……政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。……われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。……日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

【やさしく言うこと】 わたしたちは、……わたしたちと子孫のために、政府によって再び悲惨な戦争がおこらないようにします。そして、わたしたち国民が主権者であり、国の政治のあり方を決める権力を持つことを宣言します。……世界の全ての人たちには、恐れや欠乏によって苦しむことなく、平和に生活する権利があります。……わたしたちは、この気だかい理想と目的のために最善をつくすことを誓います。

6

第九条【戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認】

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

【やさしく言うこと】

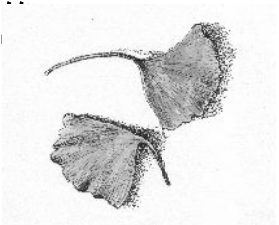
- ① わたしたちは、世界の平和をこころから願って、国として戦争しないことを誓います。争いを解決するために、武力によって相手を脅したり、攻撃することもしません。
- ② 国として戦争しないように、陸軍、海軍、空軍、そして武器や軍隊などを持ちません。

第十二条 【自由及び権利の保持責任・濫用禁止・利用責任】

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

【やさしく言うと】 この憲法によって与えられた自由や権利は、わたしたち国民の絶え間ない努力によって守られなくてはなりません。そして、わたしたちは、これらの権利をむやみに使わず、みんなが健康で幸せな生活を営むために使う責任があります。

第二十四条 【家族生活における個人の尊厳・両性の平



① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

【やさしく言うと】

③ 男女二人が夫婦になることを望んだとき、結婚することができます。そして、夫婦は等しい権利を持つと共に、夫婦として生活していけるように協力しあわなければなりません。

② 結婚や家族生活に関する法律は、個人の尊厳と男女平等に基づいて定められなくてはなりません。

第九七条【基本的人権の本質】

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

【やさしく言う】 この憲法によつて日本の国民に保障された人権（すべての人が人間

として生まれ持っている権利）は、人間が長い年月をかけてつちかつてきたものであり、今後何事があるうとも、誰にも奪うことのできない権利です。

第九八条【憲法の最高法規性、条約及び国際法規の遵守】

①この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。②日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

【やさしく言う】 ①この憲法は、国の最高の法律ですから、それに反するような法律、

命令、天皇による文書、国の業務に関することなどは全て無効であり拘束力はありません。

②日本が結んだ条約や国際法を守ります。

第九九条【憲法尊重擁護の義務】

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

【やさしく言う】 天皇と全ての公務員は、この憲法を大切にし、守る義務があります。

4 平和憲法（特に第九条）をどうしたいの？

現在の憲法は、国際間の争いごとを、戦争・武力の行使・武力による威嚇によらずに、平和的に解決することを宣言しています。

特に、第九条では、① 戦争をせず（戦争の放棄）、② 戦力を持たず（戦力の不保持）、③ 国の戦争する権利をもたない（交戦権の否認）ことを定めています。

ですから、戦争をするためには、第九条を取り払ってしまう必要があります。第九条を書きかえれば、「戦争をしない国」から「戦争ができる国」にすることができるようです。

「集団的自衛権」とは、自国が直接攻撃されていなくとも、同盟国が攻撃された場合、武力を行使することのできる権利です。

九条改憲によって、集団的自衛権が容認されると、同盟国（アメリカ）と共に戦争することができるようになります。

あと、戦争をするためには、国家への忠誠心と戦争を肯定する考え方を、人々が持たなくてはなりません。それを支える家族も必要です。

そのために、第二十四条を変え、個人の尊厳や男女平等をとりはらい、家族や社会（国家）を優先させます。また、教育基本法を変え、子供たちに愛国心をうえつける必要があります。



5 誰が？なんのために改憲したいの？

世界戦略のために再編（トランスフォーメーション）し、軍事を拡大しているアメリカは、日本がアメリカに従属して海外で戦闘できるように強いプレッシャーをかけてきています。

アーミテージ前米 국무副長官は、対日報告書（二〇〇〇）で、「集団的自衛権を禁じていることが両国の同盟協力を制約している」として、集団的自衛権の禁止を取り払うことを提起しました。改憲によって再び戦争できる国になり、日米安保条約にしたがつて、アメリカと共にどこでも戦争に加担できるようになることが求められているのです。

この要望に全面的にそのような形で、二〇〇一年に発足した小泉内閣は、有事法制などの整備、自衛隊の再編計画、そしてアメリカとの共同軍事活動の強化をおし進めています。

アメリカ主導のイラク戦争は、国連憲章に違反したものでした。国連憲章は、自衛のための戦争と国連の安全保障理事会が決議した場合の戦争しか認めていません。しかしながら、日本政府は、「人道支援活動」という名の下に、アメリカ主導のイラク戦争を支援するために武装した自衛隊を派兵させました。

世界の約八割の国（ドイツ、フランス、ロシア、中国、インドを含む）が、世界の平和のためのルールを踏みにじった戦争に加担しなかったにも関わらず、日本は憲法違反を犯しながらアメリカの侵略と占領を支援し続けています。

また、改憲のための国民投票法案（注1）や草案作りなど、改憲にむけて猛烈な勢いで作業が進められていることも周知の事実です。

最近では、自民党の「新憲法試案要綱」（二〇〇五年四月）と「憲法改定草案」（二〇〇五年一月）が公表されました。これらには、権力や政府への制限を軽くし、「公の秩序」や「国民の責務」などの概念を憲法に書き込むことが提案されています。「公の秩序」によって、個人の自由や権利よりも国家を優先し、「国民の責務」によって、国家を守る義務などを人々に課そうとするものです。加えて、「愛国心」という言葉の代わりに「国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支える責務」が示されています。時代に逆行して、明治憲法のように、憲法が人々を縛り、人が国家のために尽くすようにされているのです。

さらに、自民党は憲法改定草案をとおして、「自衛軍」と呼ぶ軍隊を設立し、集団的自衛権を容認する考えを明確にしました。この草案では、第九条の一項「戦争の放棄」は残され、二項の「戦力の不保持」と「交戦権の否認」は消し去られています。やさしく言うと、「日本は、絶対に戦争をしません、軍隊を持ち戦争することはできません」となるわけです。

また「自衛軍は・・・国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる」とも書かれています。

一見「世界貢献」や「世界平和」の為だけの軍隊のようですが、「国際的に協調して行われる活動」とは主に米国の世界戦略のことであり、日米安全保障条約にもとづいて、米軍主導による戦争への参加が主な活動になることが予想されます。このことは、現在すでに行われている日米軍事同盟の強化と共同演習などからも明らかでしょう。

日本が再び「戦争ができる国」になることは、軍事による国や人々の統制によって、再び膨大な権力や利権を握りたい政治家や権力者たちの念願です。そして、アメリカが圧倒的な軍事力をもつてするグローバルな市場経済秩序にあやかりたい日本の財界の思いとも重なります。

戦争の下請けを企業がする「戦争の民営化」とともに、日本のグローバル企業（大企業）は、軍需産業に関わることで、生き残りをはかろうとしています。武力行使が可能になることによって、海外での自由な市場活動を守るという利点も生まれます。

アメリカでは「軍産複合体」と呼ばれる巨大な存在が政治を動かしていますが、日本でも同じようなものが形成されようと言われていると言われています。現に、日本の経済団体は「武器輸出禁止三原則」の見直しをもとめ、「弾道ミサイル防衛システム」(MD)の日米共同開発にまでこぎついています。

ここでも「防衛」という言葉が使われていますが、弾道ミサイルは戦争のための兵器ですから、憲法に違反したものであることは誰の目にも明らかです。



6 するとどうなるの？ わたしたちの国と生活は？

九条が改憲され、集団的自衛権が認められるようになると、私たちの国や生活はどのようなようになっていくのでしょうか？ 憲法、政治、経済などの専門家の分析によると、次のようなことが想定されます。（詳しくは最後にリストした参考文献を参照してください。）

● これまで平和憲法によって出来なかった軍事中心の国づくりが行われるでしょう。抑圧されてきた軍事大国化への衝動が放たれ、軍国主義の復活と軍事大国化がおしすすめられるでしょう。

● 現在、日本には年間五兆円の予算と二十六万人の隊員＋最新鋭のジェット機や兵器を持つ自衛隊がありますが、九条改憲とともに、世界有数の軍隊として生まれかわることになるでしょう。（年間五兆円は、米国について世界有数の国防予算です）

● 「防衛政策の自由化」が進み、上限のない軍事費と軍備の拡大が行われるでしょう。増税され、教育や福祉などの予算はさらに節減されるでしょう。

● 日米軍事同盟が強化され、世界の法を無視し、世界戦略を企んでいるアメリカ政府と一体となって戦争することになるでしょう。アメリカが「悪の枢軸」と名指す国に対しての「先制攻撃戦争」にまで参戦する可能性がでてきます。

● 現在、日本の国土に八十八ヶ所もの米軍基地があり、大規模な共同演習も行われていますが、日本全体がアメリカの巨大な空母と化していくでしょう。

● 平和に関する大切な公約が破棄されることでしょう。

▼ 「非核三原則」（核兵器はもたない・作らない・持ち込ませない） ×

▼ 「集団的自衛権行使の否認」（同盟国との戦争を行わない） ×

▼ 「専守防衛」（防衛に徹する） ×

▼ 「攻撃的兵器の保有禁止」（弾道ミサイル、攻撃型空母などを持たない） ×

▼ 「宇宙の平和利用限定」（平和的な宇宙開発に限定する） ×

- 大企業が軍需産業にたずさわること、行政を支配する「軍産複合体」が生まれ、軍事を中心とした政治と経済へと変容していくことでしょう。
- 軍拡と少子化などによって、義務兵役制度（徴兵制）も必要になっていくでしょう。
- 国の統一と「防衛」のため、思想や表現の自由などが制限され、基本的人権が守られなくなるでしょう。
- 平和憲法を放棄した日本は、世界、特にアジアの国々の信頼を失い、政治的にも孤立していくことでしょう。
- 軍事力による対外的影響力は高まるが、軍事化した日本に対して警戒心や反日感情が高まり、「仮想敵」がふえていくことでしょう。
- 世界戦略を企てているアメリカの同盟国家として戦争していくことによって、敵国がふえ、戦争による攻撃やテロの標的になる可能性も高まっていくでしょう。
- アメリカの戦略や世界情勢の変化によって、東アジアで戦争がおこると、日本の国土が日米両軍の戦闘基地となり、主戦場になる可能性が高まるでしょう。
- 五十基以上の原子力発電所をかかえ、都会に何千万人という人口が密集する日本が戦場になると、想像を絶する惨禍は避けられないでしょう。（原発一基ずつに広島・長崎に落とされた原爆の何千倍の死の灰・プルトニウムが保管されています）
- 資源やエネルギーがなく、食料自給率が三割ほどの日本が、戦争により孤立したり、食料などの輸入が途絶えるような状況になると、飢餓や疫病の蔓延など、想像を絶する惨禍は避けられないでしょう。

このリストを読まれて「ほんとにく〜?」「まさかそこまでは!」と思われるかたも多いかも知れません。しかし、もうすでに、戦時に関する法律である「有事法制」が制定されています。強制することはないと約束されていた「日の丸・君が代」が学校で強制されたり、自衛隊官舎にイラク派兵に反対するビラを配った平和な市民グループが七五日間にもわたって身柄を拘束されるようなことも起こっています。最近では、「共謀罪」(注2)や「国民投票法案」など、憲法の保障する言論・表現の自由や国民主権主義を無視する法整備が急がれています。

このような軍事化と人権侵害の兆候はいたるところに見られます。そして、歴史的背景と社会情勢の客観的な分析は、平和憲法(特に第九条)がなくなることによる悲惨な未来を示しているのです。

わたしたちにとって、九条改憲による利点はあるのでしょうか?戦争のできる「普通の14国」になることによって、国がさらに安全になり、人権や社会福祉がさらによくなり、平和な世界に貢献していくことになるのでしょうか?

どうみても答えはNOでしかありません。



九条という「歯止め」がはずされ、日本が軍事大国家化することによって、わたしたちの生活は「平和」や「安全」から程遠いものになりそうです。また、世界中の平和を願う人々の思いを無視し、国連憲章を踏みにじって侵略戦争をおこすようなアメリカ合衆国と軍事的に一体となることが、世界貢献になるとは思えません。

7 わたしたちに何ができるのでしょうか？

わたしたちの憲法をよく知ることが何よりも大切

わたしは、わたしたちの憲法をよく知ることが何よりも大切だと感じています。さらに言えば、「よく学び」、「よく語り合い」、「よく伝える」ことだと思っています。

多くの人がそうであるように、わたしも憲法のことに関して詳しく知らなかった一人です。でも、憲法のことを読んだり、平和を願う人たちと語り合うことをとおして、平和憲法がどれほど素晴らしく、貴重なものであるかを知りました。

わたしたちの平和憲法は、ここある人たちの平和の願いと努力の結晶であること。世界大戦で膨大な数の人たちが戦争の犠牲になり、世界中の人たちの平和を願う思いが、国連憲章となり日本の平和憲法になったこと。日本のみならず、世界の人々にとっても貴重な憲法であることを知り、喜びとともに深く感動しました。

オハイオ大学のチャールズ・オーバービー博士は、「第九条は、全人類への未来からの贈りものである」と言われたそうです。

的確で素晴らしい言葉だとおもいます。実際、わたしたちの平和憲法は、世界の平和を願う人々から尊重され、高く評価されています。平和憲法の理念がほんとうに活かされた時、戦争のない、平和な世界がひらけてくると感じられるのです。

とにかく、まずは、平和憲法のことをよく学ぶことをお勧めします。

参考文献のリストにあるように、よい本もたくさん出版されています。このブックレットを読まれたことをきっかけに、自分の目と耳で、そしてここで本当のことをよく知ってください。ここから願っています。

わたしは、このブックレットを書くにあたって、当然のことですが、事実には誠実に、誤ったことを書かないように努力しました。内容の正確さに関しては、何人もの専門家や識者に検証していただきました。それでも、うまく書けていないところや、誤解をうむような表現をしているかもしれません。ぜひ、自分で本当のことを知ってください。

「真実を知ることによって、あなたは自由になれる」というような格言がありますが、憲法にもよく当てはまると思います。

憲法の本物の姿（真実）を知ると、それが力になります。そして、多くの人たちが本当のことを知ると、それが大きな力と知恵となって、社会が変わっていきます。もちろん、平和、自由、人権などを基調とした社会へとです。

現在、わたしたちの周りでは、誰の目からみても憲法違反と分かるようなことが、たくさんまかり通っています。平和憲法がある国とはどう思いえないようなことが多いのが現状です。

でもそれは、自分たちの憲法のことを知らない人が多いからだと思うのです。多くの人が本当のことを知れば知るほど、社会は正されていきます。多くの人が憲法をよく知り、何が憲法違反なのかがよく分かるようになれば、自然に正されていくのです。

ただの理想のように聞こえるかもしれませんが、知ることが力になるのです。そこに、本当のことをよく知ることの秘密があります。

「パンドラの箱」が開くとき、みんなが憲法の本質を知る



「日米防衛協力の指針」（新ガイドライン）の作成に関わったジョセフ・ナイ氏（当時国防次官補）は、「われわれとしては、条約改定や日本の憲法改正が必要だとは思わない。法的な枠組みままで触れると、パンドラの箱を開けることになる恐れがあるからだ」と断言したそうです。

ナイ氏はギリシャ神話「パンドラの箱」を比喩に使ったわけですが、日本の憲法を改定しようとして、平和憲法の本当のあり方を知られてしまつては、取返しがつかなくなつてしまうことを心配していることがよく分かります。（神話では、パンドラが好奇心であけてしまった箱の中から全ての「悪」が飛び出してしまい、最後に「希望」がのこりました。）

つまり、今は「平和憲法が風前のともし火」といえるほどの危機にたっているけれども、そこには改憲派の大きなリスクもあり、多くの人が平和憲法の素晴らしさや大切さを知つてしまうと、改憲どころか、憲法違反をしながらアメリカの世界戦略に携わつていくことができなくなつてしまうということなのです。

大江健三郎氏、井上ひさし氏、梅原猛氏たちが主宰する「九条の会」のアピールに、「……この国の主権者である国民一人ひとりが、九条を持つ日本国憲法を、自分のものとして選び直し、日々行使していく必要があります。……」とあります。

「だれかの憲法」であつたものを「わたしの憲法」にし、日々の暮らしに活かしていく。これはとても重要なことです。「よく知る」ことによつて「わたしの憲法」になり、大切にすることができるとは、

ジョセフ・ナイ氏たちが恐れているように「パンドラの箱」が開かれ、多くの人たちが憲法の本質を知つてしまう可能性が残されていると思います。そして「よく知る」ことによつて、社会の变革が可能になるのです。

ここにも「憲法をよく知る」ことの大切さと秘密が隠されていると思います。

平和憲法に反するものは全て無効で拘束力がない

第九八条では、憲法は国の最高の法律ですから、それに反するような法律、命令、天皇による文書、国の業務に関することなどは全て無効であり拘束力はない、と宣言しています。

これに当てはめると、戦時法制である有事法制も、国際法に反したイラク戦争への派兵も、学校での「日の丸・君が代」の強制も・・・憲法に違反しているものは全て無効であり、わたしたち国民がしたがる義務は全くないと言うことです。

憲法は国の最高法規なので、違反したものは無効であるのは当然のことです。しかし、こんなシンプルで当然のことが十分に知られていない、そして守られていないことが多いのです。

ここにも「知ることの大切さ」と「知ることによる力」をみることができます。こんなに「シンプルで当然のこと」でさえ、多くの人が知ることによって、憲法が効力を発揮するようになるのです。

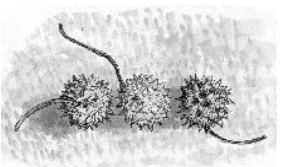
「平和」か「戦争」か ― だれもが選ばなければならない分岐点

「押し付けられた憲法だから」「二度も改憲したことがないから」「一國平和主義で、国際貢献しないとよくないから」などと惑わされ、この貴重な平和憲法・九条を失ってしまう。そして、日本が再び軍事国家になり、アメリカと一緒に戦争のできる国となり、世界戦争に巻き込まれていく道が行く手にしかれていきます。

また、わたしたちの平和憲法をよく知り、平和主義を活かした外交で世界の平和に貢献し、国民主権を守り、人権と福祉を大切にしたい国づくりをする道も開かれているのです。

今、わたしたちは、その大きく重大な分岐点にさしかかっています。わたしたち一人ひとりの選択によって、どちらの道へ進むことになるかが決まってくるのです。

このことは、だれか特定の人だけにあてはまることではないことは歴然としています。憲法においてどちらの道を選ぶかによって、わたしたちの生活がまったく変わったものになってきます。もちろん、アジアを含む世界にも大きな影響があることです。



子育てに忙しいお父さんとお母さんにも直接関わってくることです。家族や仕事のことです。一杯だし、自分たちの生活や幸せを考えていたい気持ちはよくわかります。でも、ほっておくと行きたくない道を強制的に歩まされることになりかねません。

老若男女も関係ありません。「高齢だし、徴兵制は関係ないからよかった」なんてことはないはず。いつも戦争では、一番苦しい思いをしたり殺されたりするのは一般市民だし、子供や老人

が一番先に犠牲になってしまいます。

もちろん、これから人生が始まる若者や学生たちにとっても、徴兵制など含めて、重大なことです。ほんの数十年前に、二十歳にもならない若者たちまでが、「世界平和」や「国防」という大義名分で戦場に連れていかれました。「赤紙」とよばれる「召集令状」一枚で、過酷な軍隊にいられ、人を殺すことを強いられました。もちろん無惨に殺された若者たちも数知れないのです。

これは、誰もが避けて通れない重大な分岐点なのです。環境に関する活動をされている人たちは、男女共同参画や人権の改善に努力されている方たち。動物愛護に関わっている人たち。こころの傷を癒そうとカウンセラーの勉強をしたり、対人援助の仕事に携わっている人たち。国際NGOなどを通して、被災地の援助や環境保全に全力をつくしている人たち……

また、「日本の「国柄」や「弱体化」を憂う人たちにも同じことが言えると思います。本当に日本人、そして日本の国のことを思うのであれば、アメリカの戦略に組み込まれ、国土が攻撃基地になり、主戦場にさえなにかねない道を強いられることを願っているわけがありません。

平和的コラボレーションによる生存と共生

「普通の国」「押し付けられた憲法」など、偽りの理由がテレビや大メディアをとおして垂れ流され、惑わされている善良な方たちが想像以上に多くなっていると思います。でも、平和憲法の18本質をよく知れば、すぐにことの重大さと平和憲法の貴重さに気づいてもらえると信じています。

わたしたちの国は、資源もエネルギーもあまりなく、ほぼ一〇〇パーセント他国にたよっています。また、恐ろしいことですが、国の食料自給率はほんの三割ほどで、先進国では最悪の状態です。そのうえに、攻撃やテロの標的になりやすい原発が、この狭い国土に五二基もあり、過疎化と都市化で、都会には何千万という人たちが密集して生活しています。

このような状況を考慮するだけでも、「戦争できる国」または「戦争する国」になることがどれほど恐ろしく、非現実的であるかがわかります。そして、戦争できる国になるのではなく、平和を基調とした外交と世界に誇れる高度な技術などによる世界貢献をとおして、自国の生存と繁栄を図るしか道はないと思われるのです。

世界的にも、地球温暖化、森林破壊、砂漠化、海洋汚染、水や食料危機など、環境問題だけみても、地球は瀕死の状態です。「戦争は最悪の環境破壊」だといわれていますが、そのようなことをしている余裕は、人間にはもう残されていないのです。

争いや奪い合いでなく、平和を基調とした協働（コラボレーション）によってのみ、人間を含む全てのいのちの生存の可能性がみえてくるのです。

平和と共生への道を歩もう

たしかに、わたしたち一人ひとりができることは小さいかもしれませんが、でも、すこしでも大切なことを知っている人が、まだ知らない人たちに知らせる。すこしでも行動できる人たちが、行動し表現することによって社会を良くし、次の世代を守っていく。そのことを、無力感や忙しさであきらめてしまつてはいけなと思うのです。ことの重大さに気づき、ハートと希望をもつて一歩一歩を踏みだすとき、かならず大きく強い働きになっていきます。

このブックレットを読むことをきっかけに、日本国憲法が「あなたの平和憲法」になることを。そして、みんなが「よく学び」、「よく語り合い」、「よく伝える」ことによって、本当に安全で豊かな国になり、世界の平和に貢献していけることを心から願っています。

わたしは、この大切な分岐点に来て、平和と共生の道を、みなさんと一緒に、力強く歩みたいと思っています。



注1 憲法改正国民投票法案

日本国憲法には、憲法改定のための具体的な手続きに関する国民投票法が制定されていません。そのため、改憲派の議員連盟は「憲法改正国民投票法案」を提出し、通常国会での成立を急いでいます。この法案の特徴として、① 国民投票に関する言論や報道活動の厳しい規制、② 改定内容の条項ごとの判断を許さない「改憲する〇、しない×」形式の一括投票、③ 国民投票の発議から投票までの期間（国民が改憲に関する理解や議論をするための時間）が短い、など多くの問題点が含まれています。この法案は、国民主権を無視し、九条改憲を容易にする為のものであるとして、多くの市民団体や弁護士団などが反対表明や運動をおこなっています。

注2 共謀罪

「共謀罪」とは、犯罪行為をおこなわなくとも、話し合い、合意しただけで処罰できる法律で、国会で新設が再審議されようとしています。これは国際的犯罪や重大な犯罪だけに限られず、一般市民が単に疑わしいとか、悪いことを考えているとされるだけで処罰される可能性のあるものです。実際に犯罪行為を行わなくとも逮捕・処罰されるため、憲法の保障する言論・表現の自由や近代刑法の原則が否定されることになります。もうすでに制定されている「盗聴法」とともに、国家が国民の言論や思想まで監視し、処罰する監視国家が構築されようと言っていると考えるでしょう。

参考文献

- 小沢隆一著『はじめて学ぶ日本国憲法』（大月書店、二〇〇五）
- 小沢隆一著『ほんとうに「改正」していいのか？』（学習の友社、二〇〇二）
- 古関彰一著『新憲法の誕生』（中公文庫、一九九五）
- 杉原泰雄著『憲法読本 第三版』（岩波ジュニア新書、二〇〇四）
- 井上ひさし、大江健三郎ほか、『憲法九条、いまこそ旬』（岩波ブックレット二〇〇四）
- 渡辺治著『憲法「改正」は何をめざすか』（岩波ブックレット二〇〇四）
- 憲法再生フォーラム編『改憲は必要か』（岩波新書二〇〇四）
- 『もしも憲法九条が変えられてしまったら』（世界別冊 第七三二号二〇〇四）
- リボンプロジェクト編『戦争のつくりかた』（二〇〇四）
- ジャン・ユンカーマン監督『映画 日本国憲法』ノーム・チョムスキー他（シグロ、二〇〇五）
- 高橋哲哉著『心と戦争』（晶文社、二〇〇三）
- 高橋哲哉＋斉藤貴男著『平和と平等をあきらめない』（晶文社、二〇〇四）
- 野田正彰著『させられる教育・思考途絶する教師たち』（岩波書店、二〇〇二）
- 伊藤美好＋池田香代子著『十一の約束・えほん教育基本法』（ほるぷ出版、二〇〇五）
- 赤旗編集局編『まるごと考えよう日本国憲法』（新日本出版社、二〇〇五）
- 労働者教育協会編『読んでみませんか日本国憲法』（学習の友社、二〇〇四）
- 池田香代子訳＋ダグラス・ラミス監修『やさしいことばで日本国憲法』（マガジンハウス、二〇〇二）
- 大原穰子著『おくにことばで憲法を』朗読CD付（新日本出版社、二〇〇四）
- 小林直樹著『憲法第九条』（岩波新書二〇〇二）
- 渡辺治著『憲法「改正」の争点』（旬報社、二〇〇二）
- 渋谷秀樹著『憲法への招待』（岩波新書二〇〇四）
- 川村俊夫著『戦争違法化の時代と憲法9条』（学習の友社二〇〇四）
- ダグラス・ラミス著 まや・ラミス訳『日本は、本当に平和憲法を捨てるのですか』（平凡社、二〇〇二）
- 憲法九条メッセージプロジェクト編『憲法とくに九条を守るための緊急のよびかけ』（リーフレット二〇〇四）
- 憲法九条メッセージプロジェクト編『腹の底から憲法でいこう・戦争しない国を戦争する国にしますか』（二〇〇五）
- 星川淳著『魂の民主主義・北米先住民・アメリカ建国・日本国憲法』（築地書館、二〇〇五）
- ジョエル・アンドレアス著 きくちゆみ監訳『戦争中毒・アメリカが軍国主義を脱け出せない本当の理由』（合同出版二〇〇一）
- フランク・ドリル編 日本語版ビデオ『テロリストは誰？』（グローバル・ピースキャンペーン、二〇〇四）
- 『敗戦60年 そしてこれから』（週間金曜日 第五三九、二〇〇五）
- 6LOVE（クラブ）編 『6をまぐ』（大月書店、二〇〇五）

あとがき (第三版にむけて)

「平和憲法」は、私たち国民のものです。平和憲法によって私たちの人権や安全が守られ、平和な生活がすごせています。そして、私たちの平和憲法はとても貴重で、失われてしまうと戦争というものが身近になってしまいます。わたしは、このことを誰でもわかるように、そして多くの人に知ってもらいたくて、こころをこめて書きました。

初版から約半年がたち、もうすでに第三版になりました。日本の政治や平和憲法にまつわる動きが激しいため、情報を更新したり加筆したりする必要があるからです。今回は、平和憲法に関する現状を正しく把握していただくために、「憲法改定草案」、「憲法改正国民投票法案」、「共謀罪」などに関する説明や情報も書き込みました。

この小冊子の動向としては、宣伝らしきものをしていないにもかかわらず、これまでに四千冊ほどが旅立ちました。口コミで広がっているようで、全国各地からの注文が続いています。また、「平和憲法」と検索すれば初めのほうに出てくるためか、毎日、多くの人が冊子専用のホームページへアクセスしています。これまでに一万件以上のアクセスがあった月もあり、人々の平和憲法に関する興味がうかがわれます。

前にも書きましたが、この小さな冊子が、あなたやあなたの周りの方たちに大切なことを伝え、平和な生活をするための手伝いになることを切に願っています。「善は急げ」という言葉がありますが、手遅れにならないうちに、最善をつくすことが大切だと思います。

あなたにとっての「平和のステップ(歩み)」はどのようなものでしょうか？

＜小冊子の購入についてのご案内＞

この小冊子の活用について

- 小冊子を読み終えたら、どこかへ片付けてしまわずに、まわし読みする。
- 読み終えて興味がわいたら、参考文献のリストなどを使って、平和憲法のことをさらによく学習してみる。
- 憲法のことに関心を持った人たちと、学習会などをする。(ほんの数人の小さな集いでも十分です。)
- 改憲に関して興味のない人や、改憲賛成の人たちにも冊子を紹介してみる。(本当のことが伝われば、平和憲法の大切さを分かってもらえると思います。)
- 小冊子を購入して、回りの人たちにプレゼントする。(できるだけ多くの人たちに平和憲法のことを知ってもらうために、料金を低く設定しました。次ページ参照)
- 小冊子を多めに購入して、販売する。(1冊 200 円までで販売することができます。収益金は、学習会などの運営に利用することも可能です。)
- イベントなどで、カンパで配布する。(カンパで配っても、購入にかかる費用程度はカバーできるようです。)
- お店などをしていたら、何冊か置いて販売する。(冊子を販売してくださるお店などのリストを紹介していきたいと思います。気軽にご連絡ください。)
- 小冊子のホームページ(www.earth-citizen.org)を周りの人たちに知らせる。
- 小冊子の内容を携帯(I-mode)で読めることを知らせる。
- 小冊子のリンクバナーを使ってリンクする。
- ほか いろいろと楽しく工夫してください。

お問い合わせ：くまの元気広場

〒519-5403 三重県熊野市紀和町長尾 1114

E-mail: peace@earth-citizen.org FAX: 020-4624-5989

なるべく安く購入して、無料で配布したり販売していただけるようにアレンジしました。平和憲法のことを、分かりやすく伝えるためのグッズとしてご利用ください。この冊子の販売による収益金は、全て平和憲法のために使われます。

★ 購入された冊子は1冊200円以下で、販売することができます。収益金は、学習会などの運営に利用することも可能です。

★ 注文方法 冊子のご注文は、以下の要領でお願いします。

郵便振替「払込取扱票」の「通信欄」に、

① ご希望の冊数

② お届け先のお名前、郵便番号、住所 & 電話番号

を明記の上、料金(本代+送料)をお振込みください。ご入金を確認後発送します。料金は下記の料金表をご覧ください。

郵便振替口座 00840-4-2623 くまの元気広場

→>>お急ぎの方は、入金済みの郵便振替用紙コピーの余白に、ご希望の冊数・お届けの住所・電話番号・お名前を、大きく明記の上、**FAX (020) 4624-5989** にてお送りください。

→>>メール、FAX での問い合わせにも応じていますが、**原則として、ご入金頂いた郵便振替通知を注文書とさせていただきます。**

料金表 (消費税を含む)

1～2冊	各200円 + 送料 180円
3～4冊	各200円 + 送料 210円
5～9冊	各200円 + 送料 290円
10冊以上 割引価格でご購入いただけます。	
10～15冊	各150円 + 送料 340円
16～30冊	各150円 + 送料 450円
31～50冊	各150円 + 送料 590円
51～99冊	各150円 + 送料 800円
100冊以上 原価価格でご購入いただけます。	
100冊	各100円 + 送料 900円



<著者プロフィール>

中川 いちろう

1977年に渡米し、カリフォルニア大学バークレイ校(U.C. Berkeley)を卒業した後、1990年にニューヨークのローチェスター大学で臨床心理学博士号を取得。サンフランシスコ総合病院(精神科リハビリテーション部門主任)などを経て、ホリスティック(全体性)心理学の研究と実践にたずさわる。

1999年、「2000年問題」に伴う危機を契機に、個人だけでなく地球規模の健康を視野に入れた、持続できるコミュニティ再生の必要性を伝えるため帰国。現在は、紀伊半島の熊野に在住し、臨床活動、執筆、講演、研修などを中心に活躍。「タッピング・タッチ」の開発者。

著書:「タッピング・タッチ—こころ・体・地球のためのホリスティックケア」朱鷺書房;「2000年危機から身を守る本」(分担執筆、洋泉社);「原子力の時代は終わった」(分担執筆、雲母書房)ほか。

あなたの平和憲法を知っていますか？

発行日：2005年5月3日 初版
2006年1月1日 第3版1刷

著者：中川 いちろう ©Ichiro Nakagawa, Ph.D. 2006

イラスト：猿丸 知桂 & 造士 貴之

発行所：元気広場出版 三重県熊野市紀和町長尾 1114

印刷：トタニ印刷所 三重県熊野市木本町 366

「あなたの平和憲法」ホームページ：

<http://www.earth-citizen.org>

(PDF版からの印刷、冊子購入、関連情報へのアクセス)

- 平和憲法の大切さを伝えるために、この小冊子をご活用ください。
- ご意見やご感想などお知らせいただければ幸いです。
- 落丁・乱丁がありましたらお取替えいたします。
- 表紙以外は、リサイクル紙を使っています。